

# 津藩史稿 第八卷

凡例

翻刻にあたっては、原史料の意味を損なわない程度に、以下のように取り扱っています。

- ・段落はなるべくそのまま再現するようにしましたが、改行位置は必ずしも原史料とは一致していません。
- ・漢字は原則として常用漢字を使用することとし、旧字などの異体字についてもなるべく標準的な字体に改めています。
- ・変体仮名や合字は平仮名に改めましたが、主に引用文中で助詞に用いられている漢字は原文のまま表記しています。
- ・誤字・当て字は原則としてそのままとしています。
- ・書き損じと思われる箇所は■とし、「(ママ)」を付しています。
- ・判読できない文字は□もしくは「」で表記しています。
- ・欄外等に記された補足は文字のサイズを小さくして表記しています。
- ・図については省略しました。

翻刻および注の作成にあたっては、以下の資料を参考にしました。

- ・『藤堂姓諸家等家譜集』林泉／編著 林泉 一九八四
- ・『公室年譜略』上野市古文獻刊行会／編 清文堂出版 二〇〇二
- ・『藤堂高虎家臣辞典 増補』佐伯朗／編 「佐伯朗」 二〇一三
- ・『漢和中辞典』貝塚 茂樹ほか／編 角川書店 一九七八
- ・『字典かな 改訂版』笠間影印叢刊行会／編 笠間書院 一九八五
- ・『くずし字用例辞典』児玉 幸多／編 東京堂出版 一九九三
- ・『日本国語大辞典』小学館国語辞典編集部／編 小学館 二〇〇〇―二〇〇二
- ・『新漢語林』鎌田 正, 米山 寅太郎／著 大修館書店 二〇〇四
- ・『大辞林 第三版』松村 明, 三省堂編修所／編 三省堂 二〇〇六

第廿二節 幕府に対する前記以外

の勤勞

第廿三節 饗宴 陪宴

第廿四節 神田寄附

第廿五節 南禪寺樓門

第廿二節 幕府に対する前記以外

の勤勞

之れより先慶長十年、高虎は夫人長氏松寿夫人を

江戸邸に居住せしめたり。これ此事に付きて  
聿修録の記する所次の如し。

初め諸侯邸を江戸に設くるは公称首たり

伊達氏之に次く 是に至りて遂に此挙

あり 太神君深く其の志を嘉し特に延見

して賞賚甚た厚し 台徳大君及崇源夫人

亦然り 爾後新正朝慶歳々以て例と為す

蓋し親戚に准せらる也……十一年丙

午正月世子亦東下す 蓋し公覇府の為め

に謀り諸侯の家室を致して質と為さんと  
欲す 乃ち先つ我より始む 而して諸侯  
未た応する者あらず 時に列国始めて賓  
服す 然れとも巨室雄鎮率ね故と等夷な  
り 江戸に会同すと雖も未た必ずしも心  
を ねて帰戴せず 太神君謙讓優礼して  
亦未だ令を下し易からさる也 後ち三年  
公生駒讚岐守一正の爲めに其の志意を述  
ぶ 其の子左近太夫正俊は我が婿たり  
故に愆<sup>一</sup>憑して之に継がしむ 讚岐守賞を  
蒙る 因て又風諭する所あり 往々起ち  
て之に従ふ 事遂に行はる 是より諸侯

一 「ししょうよう」と読む。勸める。催促する。

邸に奠枕し 嫁娶府下を出でず 故に唯

一 「てんちん」と読む。おちつく。安定する。

朝覲歸するが如きのみならず 皆留寓を

楽しむ 其の国に之き邑に就くは 反り

て出でて客たるがごとく然り 其の永世

隆運の爲めにするや誠に深遠なるかな

夫れ公太神君の爲めに信任せられ 赤心

翼戴して力を効して忠を尽す 毎に懿略

を運して以て鴻猷を資け 機密の陰功勝

げて紀すへからず 其の尤も磐石の宗を

固め 永く泰平の基を建つる者は 豈実

に斯に在らすや 宜なり其の太廟に配享

して崇めて明神と為すや 世公の勲績を

論して徒らに汗馬の勞を称するは末なり

之れに付ては伊達政宗称首たりとの反対説あれど、必ずしも一二を争ふを要する程の事にはあらず。

扱高虎は之れに次ぎて慶長十四年三月に、弟高清の子高広、養子高吉の子長広、姪高刑の子高経、元則の子元住を江戸に送りて質と為さしめたり。こは去年家康に献議して、諸藩の長臣をして皆質子を出さしむるの制を立てたれば、已れ先つ之れを實行せしなり。之れより各藩とも皆之れを差出し、呼んで証人と称せり。斯かりしかは藩の重臣等も尽く幕

府に服従し、其の主の勧めに抗して幕府に反抗せしむるか如きこと絶えてなかりき。此の証人制度は爾來六十余年間継続施行せられしが、泰平の世其の必要なきに至りしかば、寛文五年に至りて廃止せられたり。

慶長十六年六月肥後の加藤清正薨し、嗣子虎之助忠広襲封せしも尚幼なりしかば、高虎は家康より肥後国政監督の命を受け、幕府の目付牟礼郷右衛門勝成、小沢瀬兵衛忠重を帯同して十一月十四日熊本に至り、国政を糺して其の重臣並に物頭奉行より誓詞を徴し、国内の地図を収め、尚近国大小名の施政の状況

をも稽查して歸東し、翌年正月十五日三州吉  
良に於て游獵中の家康に復命し、更に江戸に  
赴きて將軍に報告せり。後代の幕制に、諸侯  
卒して嗣子幼少の時は、旗下の士三千石乃至  
五千石のものを派遣して其の国政を監せしめ、  
之れを称して御国目付といへり。高虎の此の  
奉使は蓋し其の權輿なり。宗国史には此時高  
虎が九州を巡按せしことを記すれとも、其の  
事實は明ならず。言行録に拠れば此時藤堂采  
女元則は高虎に従ひて熊本に入り、事務に鞅<sup>一</sup>  
掌して其の勞甚多かりしかは、忠広之れを感  
謝して清正相伝の熊皮の持槍を贈れりと云ふ。

一 「おうしよう」と読む。いそがしく働いてひまがないこと。



又年譜略に高虎が此の特命を受けし理由は、清正との交情特に親密なりしに在りとし、其の一証として、高虎が京都の本国寺に清正の靈位を設け、茶料を寄附し、後代之れに則りて毎年其の用を供するを例とせる事実を挙ぐ。本国寺存簡写二通の一に云く、

前加藤肥後殿為遺物深山之義に茶壺拙者  
かたへ給候此壺之儀当寺令寄進候条肥後  
殿於仏前茶湯可有御沙汰貴寺へ口割物に  
進置候残茶之儀ハ上人様并惣寺僧中参候  
て御廻向可致候茶料之義年々自此方可申  
付候条可被成其心得候恐惶謹言

慶長十六年極月廿二日

藤堂和泉守

判

本国上人様

惣寺僧衆中

高虎が清正と交りを通せしは事実なるへきも、  
監国の受命は必ずしも之れが為めにあらずし  
て、家康が清正没後の肥後の内情を正知する  
を重なる理由と為せしなるべし。当時肥後  
の内情は清正の薨去に遭うて、士心競々、薄  
氷を踏むの思を為せしに、高虎の復命に依り  
て遺封相続のこと確実となりたれば、一藩始

めて安堵せりとぞ。又聿修録には此時高虎が九国を巡按し、諸侯軍国の事を監察し、九国の地図を呈して其の利病を指陳せしと記し『藩職世監<sup>ニ</sup>西諸侯<sup>一</sup>称<sup>ニ</sup>西国御用者<sup>一</sup>蓋由<sup>ニ</sup>此賜履之命<sup>一</sup>也』と明記せるが、宗国史には『西国御用の起原明ならず。但し天正十五年太閤の命を奉して長崎を巡検し、又今回肥後の国政を糺し、且九州を巡検したれば、やがて西国目付の委任を受くるに至りしならん』と推定を下せり。聿修録とても亦之れを信せしにて他に依拠する所はあらさるべし。所謂西国御用とは其の職責稍漠然たるも、後代に

は諸侯の動静を偵知し、参勤交代の為め西国諸侯の尽く東下するを俟ちて、始めて江戸行の途に上るを例とし、之れが為めに大阪、京都に留守役を駐在せしめて、偵知通報の任務に当らしめたり。其の他に如何なる秘密任務を帯せしかは文献の徴すへきものなし。

元和五年福島正則収公の事あり。此年五月將軍秀忠上洛して二条城に在り。江戸邸に淹留せる正則に対して封土褫奪の処分を下さんとし、命令伝達の方法を議せしに、將軍深く慮る所ありて数日決せず。高虎及本多正純、本多忠政、酒井忠世、土井利勝、安藤重信、

板倉勝重等を召集して之れを諮り、遂に井伊

一 「たいかん」と読む。逆らい拒むこと。

直孝を召して意見を詢ふ。直孝答へて曰く、  
正則を京都に召喚し其罪を責めて、若し申開  
くべき事あらは、領国に退きて後陳弁するを  
許すべしと命ぜられんのみ。然らざれば一二  
人の使者を江戸に遣して命を伝へ、若し対捍<sup>一</sup>  
せは留守の諸将をして誅を加へしめられん  
みと。高虎は其の市街戦を誘発するの虞ある  
を説きて之れを不可とし、為めに議決せさり  
しが、秀忠は遂に牧野忠成、花房正成等を江  
戸に遣して命を伝へしめ、蒲生忠郷、最上茂  
俊等に内命を伝へて正則に備へしむ。忠郷は

■高虎の女婿なれば、高虎は深く慮る所ありて、藩士坂井土佐、玉置七左衛門、玉置太郎助、沢隼人等五人を蒲生家に送りて之れを援けしめしが、正則異議なく命を奉せしかば、事なきを得たりき。之れより先加藤忠広は既記の如く、高虎の復命によりて襲封するを得たりしも、元和四年に至りて其の家臣二派に分れて軋轢し、遂に將軍の裁断を仰ぐに至り、酒井忠世の邸に於て屢訴論を査検せしが、八月十日將軍秀忠自ら之れを本城に聴断す。酒井忠世、本多正純、土井利勝、安藤重信等重臣侍座し、高虎は井伊直孝と共に特に召され

て之れに列す。曲直は忽ち判定せられて、其の一方加藤美作等三十三人の逆党は罪せられ、忠広は齡尚少にして之れに関与せざることを明なれば罪を宥さる。然れど忠広の地位は之れより漸く危く、後十年にして遂に封土を褫収せらるゝに至れり。

元和九年正月越前国北庄城主徳川忠直致仕せしめられ、豊後国萩原に蟄居を命せられ、厨料千石を給せらる。忠直は秀康の子にして大阪陣に殊功あり。功の大にして賞の之れに称はざるを怨望し、又父秀康が家康の長子たるにも拘らず不遇に終り、已も亦尾張、紀伊

等に比して待遇の甚た薄きを憤りて、強暴の挙動多かりしかば、遂に此の沙汰あり。忠直は勇猛にして其の士卒も亦精強なりとの聞えあれば、此の処分を加ふるに付て幕府は頗る戒慎する所ありしが、高虎は藤堂式部に手書を与へて藩士に馬を蓄へしめ、又伊賀者を越前に潜行せしめて、其の内情を偵察せしめたり。

態申候家中馬乗共馬持候様に可申付候但し陣用など仕ると人の知らぬ如く内々に可申付候也

正月十七日 いつみ



式部殿

尚々安右衛門猶以可申也

且又出師準備を左の如く定め、更に世子高次をして伊勢に急行せしめて将士の部署を定めしめたり。

元和九年正月越前陣御手当役義

之覚

一家中知行取五百石に馬一疋ツゝの事但

千五百石より下は手前の乗馬たるへく

候事

一百石に一人半役の事

一馬一疋に銀子二百目かし可申候事

一百石に五石つゝかし米可仕候事

一切米取はいつもの借し米の如く相渡し

可申候事

以上

右之通米は伊賀にてかし可申候銀子の内  
にて渡し可申候委細は主殿口状に可申候  
者也

元和九年正月廿日 書判并印判

藤堂式部殿

藤堂采女殿

石田清兵衛殿

中小路五郎右衛門殿

百々太郎兵衛殿

加納藤左衛門殿

秘覚集に記して云く、

秀忠公御代松平越後守流刑可被仰付以前  
若御請不宜時は天下の騒に成候事故如何  
と有之藤堂高虎を被為召て御相談也干時  
高虎懷中より越後国越前の誤りかの図に責口を付  
たるを取出し上覧に入れて云少しも御氣遣  
ひ被遊間敷候輕き以上使被仰付可然候万  
一御請不仕候は、如図此所より高虎罷向  
ひ此所よりは井伊掃部頭罷向責取候事何  
の手間入申間敷候条少しも御氣遣被遊間

敷と申上候得は公御機嫌にて其通相極退  
出する時家光公西丸より附番人御出し置  
高虎直に西丸より登城候へとの儀也則罷  
登候処此度合戦にならば今度采配は我等  
に御取せ被下候様に其方取持くれ候へと  
上意也御尤至極奉存候旨御請仕夫より又  
直に御本丸に登りて目出度儀言上仕度由  
申上ければ公早速出御右の趣言上しか様  
に被為思召附候事扱々目出度御事候弥以  
御氣遣無之候間御酒にても被召上御楽み  
被遊候様にと申上れは一入御機嫌にて其  
後御酒宴に成候と云々 右絵図干今公儀

に有之由なり 御請有之無別儀

此の記事は稍事実を誇張せし形跡なしとせざるも、大体に於て眞実を得たり。当時高次が定めたる部署は越前陣陣立と称して、其の記録後代に迄存し居たり。一時は出兵と決意し、其の準備は全く整ひ居し事毫も疑ひを要せざる所なり。

次に高虎が晩年に於ける土木助役は、元和五年の二条城設計、六年より九年に跨る大阪城の修築なり。二条城の改築は秀忠が上洛中に決定して、北国諸藩之れが工事を担任せり。設計は高虎命を受けて二通を調製して提出す。

其の將軍に採用せられしや否やに付ては、疑なきにあらざるも、高虎が提出に際しての精神は実に左に記する如くなりしと伝ふ。

元和五年秀忠公京都にゐまして二条の城を再造増築し給ふへき旨にて高山公に繩張すへきよし命せらる公終夜勘弁して絵図を仕立させ西島之尤をして認めしめ又別に一図を製す折節近藤久右衛門■(44) 同  
権右衛門 十二屋宗佐 下川丹齋など伺候しけるに公語りて曰く 此図一はよく一は心に叶はずされど我か心に決す■(44) れば是れ我繩なり 將軍をして決せしむれ

は是れ將軍の繩なりと　又語りて曰く総  
て常人は主人の命をも我志たる様になす  
故に主人の気にも違ひ傍よりもにくみ誹  
るなり我よき事をしても君のし給ふやう  
にしなす事臣たる者の本意なるそとあり  
ければ四人の輩愈感し奉りけり

元和六年正月西国北国諸侯に課して大阪城  
を修築す。西島留書に拠れば去年夏將軍秀忠  
上洛中に、高虎を随へて大阪を巡検し、数日  
を費して城廓修築の設計を立て、転して郡山  
城に入り、春日神社に詣り、それより江戸に  
向うて出発す。高虎は奈良に宿して設計書を

調製せしが、当初の計画は二条城は北国大名、大阪城は西国大名に課して同時に起工するの予定なりしも、斯くては大阪城の成工期し難ければ、西国北国合して先づ大阪城を築き、而る後二条城に及ほすを可なりとし、西島之尤に命してこれが設計書を携へて東下せしめたり。之尤は急行し、浜松に至りて幕閣に謁して使命を陳べしに、秀忠之れを可として遂に七年正月を以て大阪城修築の課役を発令するに至れりと云ふ。徳川実記に拠れば其の発令は正月十八日にして、青屋口より玉造口迄は越前忠直等十一人、玉造口より大手門迄は



島津家久等五十三人、高虎亦与る。大手門より京橋口迄は加藤忠広以下十七人、高虎亦与る。京橋より青屋口迄は池田忠雄等六人、内廓東は京極忠高等二十一人、同南は細川忠興等六人、同西は生駒正俊等三十二人、高虎亦与る。慶長の冬陣に城濠を夷げ、元和夏陣に牙城を焼燬して天下の偉観全滅せしが、茲に至りて日本半国、数十万人の工を集めて復興せらる。一、二、三の城湟の深さ、石垣の高さ共に旧に比して増すことありて減することなしとぞ。忠勤録の所記に拠れば、『高虎公御帳場は六ヶ所合二百間五尺九寸五分也』と

あり。言行録に記して云く、『高虎公御帳場は京口の行当高石垣の大平ならしなり。伊賀伊勢の士族大工役人多以大阪に馳行き之を築く。巖は山州相楽郡加茂村の山より出し、鑽石にして船に積み大阪へ下し炳然きらひやか築立たり。名負ひたる啼岩も此期に至りて打砕きたり』と。高虎は加茂の浄念寺に滞在すること九十余日、屢大阪に舟行して工を監す。当時切取りたる巨石の加茂川畔に搬出せしもの、後代までも存せしと云ふ。徳川実記には此年六月廿一日頃成功に及ふ由注進すとあるも、左の文書に拠れば甚た疑はし。

七月廿八日の書状到来令披見候六月中に  
て大阪の石丁場へ引着可申由候間其元の  
者共は八月中加茂の普譜念入申付出来次  
第何も国へ可罷歸候大石出し切少成共余  
日候はゝきりはつしの石なりとも川端へ  
出しをき可申候役義夫数等の算用××見  
へ候様に念入帳を仕可置候万事由断ある  
ましき者也

八月十日

いつみ判

藤堂式部殿

湯浅右近殿

梶原半左衛門殿

沢 隼人殿

梅原頼母殿

山路少右衛門殿

覺

七兵衛歸其元の様子聞届候

一 普請道具誂之義小豆島衆其許衆令相談  
来年其地御普請のためによきやうに誂  
可申候事

一 其元の普請漸可為出来と存候猶具可申  
越候事

一 小豆島の者共此頃可為渡海と存候いか  
ゝやの事

一 残かく石栗石弥さいそく可仕候事

一 此折紙さぬきもの共方へ相届返事取可  
越候

一 貞右衛門方へ申付遣候儀共無由断念入

一方々よりあかり申候芋つな又とき候は

ゝ何も念入貫目にてうけ取くさり候は  
ぬやうにほさせ可置候事

一 宮内少殿新太郎殿衆へ時宜を調可罷帰  
候事

一 申付候ふしんいつれも念入丈夫に仕し  
川までさして可罷帰候当月中のふちか  
た遣候間もとりいそき不仕候ていかに

も念可入儀肝要事

一其ふしんの様子尚道にても珍敷義可申  
越候事

一 来年普請の衆小屋場垣を仕候て帰り水  
はけをほりうちへ水つき候ハぬやうに  
念入仕へく候事

一 右の屋敷の内両のはしと真中と三所に  
井戸をほらせ可申候念入ふかくかわを  
よくたて丈夫に可仕候来年ふしんの者  
共ためには万事由断候間敷候也

神無月廿二日 いつみ判

藤堂式部殿

## 半左衛門殿

斯かれは工事は容易に竣成せずして、高虎は藩士に交代輪番を以て就役せしめしなり。西島留書には『申の年元和七年の大阪普請西国北国打合せ一ヶ年に御本丸二御丸の御普請成就仕候

大阪南外かわ御普請は右之後被仰付候事』

とあり。徳川実記に拠れば三年を経て外廓石垣、多門并に本城二丸の天守台は成功せしも、殿閣は未だ成らず。元和九年秀忠、家光上洛に付小堀政一に命じて仮殿を造営せしむとあり。九年に將軍及前將軍上洛し、高虎亦随ひ、命に依りて眼疾を力めて下阪し、設計拡張の

事を処理し、翌寛永九年に内廓南側の石垣を築造す。

元和九年両君洛に入玉ふ 公も亦京師に至る 又公を大阪に往かしむ 是明年大坂本丸の石垣を築しめんが為に公を遣はして其事を計らしむ 両君各御自筆の御書を賜ふ  
(年 譜)

寛永元年に高虎公上意に依て大阪の御城南曲輪の石垣を築給ふ 渡辺内膳 藤堂右京是を奉行す 御領国より大工棟梁或肝煎平大工人夫足輕等数十人群集して不



日にこれを築立たり

(言行録)

左の手簡は何れの年なるか定め難きも、此の  
工事に付苦心多かりし事を証するに足る。

態申遣候角石何とて遅あけ申候哉最早人  
もそろひ可申候間つかへ候は、堀らせ候  
て今明日の塩とき迄にあけ可申候油断あ  
るまじく候急舟をもどし候分別肝要候左  
様に無之候へは十五日塩ぬけ候間其の分  
別尤に候かしく

後八月朔日 　　いつみ判

藤堂式部殿

藤堂主膳殿

藤堂かけゆ殿

○

尚右の木の様子彦兵衛五郎兵衛存候  
よし采女申候間可得其意候以上

態申遣候

一 采女申候長サ三間はゞ一尺四寸あつき  
七八寸在之候板一枚二付十八匁の由候  
間猶以此内よく／＼ねぎり候て二百枚  
買ひ可申候事

一 くるまきの筒長九尺在之候を二本かひ  
可申候事

一大くるまきの筒二本かい可申候事

一つなゝ百貫目二百貫つゝそろ／＼と自<sup>?</sup>

然に先千貫同程買置可申候事

一今度の角石上之日用入候はゝ式部申談

やとひ可申候謹言

後八月十一日 いつみ判

高橋甚内殿

馬淵半右衛門殿

堀江文右衛門殿

高虎が財用に付て慎密を旨とし、僅に二百枚の板を買ふにも決して之れを忽にせさりしこと、これにて明白なり。斯くて寛永元年に負

担の工事落成し、十二月六日に其の賞として  
新藤五作の刀を將軍より賜はれり。越えて寛  
永三年大阪城全成したれば高虎は鉄砲十挺を  
献せしが、其の品質形状は次の如きものなり  
き。

公献する所の発煩今其の五を存して玉造  
口に在り 近時加納侯久堅衛兵を領し戌  
に趣く 其の宰奥田士雄従行す 因て其  
の状を録して本藩の親故に視せり 其の  
略に曰く発煩五口 内二口は長さ六尺  
孔径四寸八分 ■<sup>(く)</sup> 上に軍号酸醬葉<sup>かたばみ</sup>を刻す  
又藤堂佐渡守の五字あり 其の二口は大

さ相齊し 慶長十五年筑前国の八字を刻  
す 其の一口は蕃国の所造にして国字刻  
文弁識すべからず 長さ略似て径は半を  
減ず 重さ八百銭の鉛子を客る 誠に蕃  
字を模して紅毛夷に視せしに 紅毛其の  
種を識るも字を弁する能はずと云ふ 実  
に奇物なり  
(宗国史)

然るに寛永五年再ひ修築の事ありて、高虎は  
外廓東方玉造口の石垣を負担し、功速に成り  
て前將軍秀忠の賞書を受けしと伝ふ。されど  
果して寛永五年のことなるか、否か、定かな  
らず。

今度大阪普請の儀早速出来殊更彼地相詰  
入精之段感悦此事候下々苦勞の程察思召  
候猶下着之節可申聞候也

十一月廿一日 黒印

藤堂和泉守とのへ

## 第二十三節 饗宴 陪宴

高虎は家康以下三代の將軍に特殊の親交を有せしことは、饗宴、陪宴等の頻繁なるによりても明なり。就中將軍が大小名の邸宅に臨むは最も光榮とせし所にして、世の静謐となるに従ひ政略的意義を有せざる親交的臨邸漸く頻繁となりたり。大阪陣以前に於ける將軍の藤堂邸來臨を列挙すれば、慶長十三年將軍江戸邸に臨みて時衣白銀を賜はり、同年五月十七日再度臨邸あり。十五年八月二十日には前將軍家康駿府邸に臨み、尾張義直、遠江頼宣陪宴す。十六年九月二十七日家康再ひ駿府

邸に臨み散楽を奏す。十七年三月二十八日秀忠駿府邸に臨み、十八年十一月には秀忠江戸邸に臨めり。元和偃武後に至りては是等の社交的往来は更に頻繁を加へたるが、今其の史籍に明記あるものを摘挙せん、大抵左の如し

元和三年五月十三日將軍前田利常の邸に臨む 茶室に於て膳を饗し日野亜相入道  
唯心と共に高虎相伴す 猿樂終りて七五  
三の膳を供し 日野亜相 水無瀬親具入  
道と共に高虎相伴す

元和四年閏三月二十日將軍江戸邸に臨む



御茶はてて後猿楽を供覧す 当麻の脇

差 時服 白銀を賜ひ 高虎が女を蒲生

忠郷に嫁せしへき旨を命せらる 医官竹

田法印参着す

同年五月十六日將軍再ひ臨邸 時服 白

銀を賜ふ 御茶終つて広間に於て能上覧

あり 御膳献上

同年七月將軍臨邸一説家光に作る風流躍を覧に供

ふ

元和七年月日不詳將軍京都堀川の邸に臨む

此時広間表の御成門には伊賀屋 玄関口

表の門口には伊勢屋と紺地に白抜文字の

暖簾を掛く 観る者意匠の奇を感賞す

元和八年四月十七日將軍日光に詣り祭礼  
を覧る 高虎 水戸頼房と共に棧敷に陪  
観す

元和八年五月將軍江戸邸に臨む 猿樂上  
覧 時衣白銀を賜ふ

元和九年二月十三日將軍尾張義直の新邸  
に臨む 高虎は水戸頼房 酒井忠世と共  
に先着して陪席す

同年同月十八日家光同邸に臨む 高虎は  
甲斐忠長 水戸頼房と共に先着陪席す

寛永元年四月五日將軍家光蒲生忠郷の邸

に臨む 高虎 頼房と共に先着相伴す

此時忠郷の経営せし御成門は宏麗壯觀を  
以て日暮し門の名を得たり

同年同月十四日前將軍秀忠同邸に臨む

高虎 頼房の先着相伴前日の如し

寛永元年十二月四日移徙の御祝とて前將  
軍本城に来る 高虎 駿河忠長 水戸頼  
房と共に相伴す

寛永二年二月五日 前將軍 駿河忠長の  
邸に臨む 宴席に高虎を召す

同年五月二十八日 前將軍新邸に来臨

茶宴 猿樂例の如し、相伴は忠長 頼房

(ママ)

■ なり 高虎に銀千枚 時服五十 嫡子

大学助に雲次の刀 二子左兵衛佐に馬を  
給ふ

同年六月廿八日將軍臨邸 高虎に銀一万

両 大学に刀 二子左衛門佐に馬を給ふ

忠長 頼房及丹羽長重相伴す 茶 猿

楽例の如し

同年八月九日前將軍本城に臨む 高虎出

て、拝謁す

寛永四年二月廿七日前將軍本城に臨む

忠長 頼房 高虎相伴す

同年三月九日將軍駿河忠長の邸に臨む

高虎召されて相伴す

同年四月十七日前將軍東叡山に詣る 寒

松院に來臨あり 高虎饗膳を設く

同年五月三日 前將軍、尾張義直の邸に

臨む 水戸頼房 高虎及立花宗茂相伴す

同年六月十四日西城に猿樂の催あり 高

虎 天海 崇伝は殊更に將軍の前に召さ

れて談話に侍す

同年同月廿五日西城にて茶事あり 高虎

は頼房 義直と共に茶を給ふ

同年同月廿八日將軍水戸頼房の邸に臨む

高虎 立花宗茂と共に相伴す

同年七月七日將軍尾張義直を饗し茶を給  
ふ 高虎及頼房相伴す

同年九月十日前將軍本城に來臨 茶宴及

猿樂あり 高虎及忠長侍す

同年十月十二日前將軍忠長の邸に臨む

高虎及宗茂相伴す

同年同月廿二日將軍同邸に臨む 高虎及

酒井忠世 立花宗茂相伴す

同年同月廿九日前將軍秀忠來邸 茶事

猿樂例の如し 立花宗茂相伴

同年十一月三日將軍來邸 相伴は忠長及

宗茂なり

寛永五年正月十八日將軍西城に臨む 高

虎、紀伊頼宣 忠長 頼房と共に相伴す

同年二月十三日前將軍本城に臨む 高虎

紀伊 駿河 水戸三郷と共に相伴す

同年三月三日前將軍頼宣の邸に臨む 高

虎 頼房及宗茂と共に相伴す

同年同月十二日前將軍伊達政宗の邸に臨

む 高虎 宗茂及丹羽長重と共に相伴す

同年同月廿六日將軍同邸に臨む 高虎

宗茂及長重と共に相伴す

同年四月三日前將軍水戸頼房の邸に臨む

高虎 宗茂及長重と共に相伴す

同年同月六日將軍駿河忠長の邸に臨む

高虎 頼房 宗茂 長重と共に相伴

同年同月九日將軍水戸頼房の邸に臨む

高虎 宗茂 頼宣 忠長と共に相伴

同年六月十一日前將軍尾張義直の邸に臨

む 紀、水両郷及宰相長重と共に高虎相

伴す

同年八月九日將軍尾張義直の邸に臨む

高虎 頼房及宗茂と共に相伴す

同年九月十四日將軍西城を訪ふ 高虎

義直 頼房と共に陪従す

同年同月廿六日前將軍 將軍を訪ふ 高



虎 頼房及宗茂と共に陪す

同年同月廿九日 尾張義直辞見す 西城

にて饗応あり 高虎 頼房陪宴す

寛永六年正月廿八日前將軍 將軍を訪ふ

高虎 頼房及宗茂と共に陪宴す

同年二月十三日前將軍駿河忠長の邸に臨

む 高虎 頼房及宗茂と共に相伴す

同年同月廿日 將軍西城を訪ふ 高虎

忠長 頼房及宗茂と共に相伴す

同年三月十七日前將軍上野東叡山に詣し

寒松院に駕をとゞむ 高虎膳を献し猿

樂を奏す

同年四月廿九日前將軍前田利常の邸に臨  
む 高虎 頼房及宗茂と共に相伴

同年五月廿三日將軍忠長の邸に臨む 高  
虎 頼房 宗茂と共に相伴す

同年六月朔日前將軍忠長の邸に臨む 相  
伴前に同し

同年同月五日將軍勅使三条実条 中院通  
村を饗す 高虎 忠長及頼房と共に陪す

同年同月十七日將軍東叡山に詣り 寒松  
院に臨む 高虎膳を献す 延寿の刀及銀  
二百枚を賜はる

同年七月十三日前將軍本城に來りて將軍

の痘瘡快復を賀す 高虎 頼房及忠長と  
共に之に侍し 猿楽の後に風流踊を演ず

同年同月廿八日將軍西城を訪ふ 忠長

頼房陪す 高虎召されて茶を賜はる

同年八月十日將軍水戸頼房の邸に臨む

高虎 忠長 宗茂と共に相伴す

同年同月十五日前將軍同邸に臨む 相伴

は前記の外本多忠政なり

同年同月廿八日將軍土井利勝の邸に臨む

高虎 忠長 宗茂と共に相伴す

同年九月二日 前將軍同邸に臨む 高虎

頼房 宗茂と共に相伴す

同年同月廿一日前將軍本城を訪ふ 相伴

は高虎 忠長 頼房 宗茂なり

同年十月十五日將軍金地院に臨む 相伴

は高虎 頼房 宗茂なり

同年同月十七日前將軍同院に臨む 相伴

前の如し

同年同月二十日前將軍山里茶亭にて茶を

將軍に供す 高虎 頼房相伴す

同年十一月十日將軍 天海 崇伝を召し

て茶を給ふ 高虎及今小路玄朔之に加は

る

同年十二月廿六日前將軍堀直寄の邸に臨

む 高虎 長重 宗茂と共に陪従す

寛永七年正月廿六日將軍酒井忠世の邸に

臨む 高虎 頼房 忠長 長重 宗茂と

と共に相伴す

同年同月廿九日前將軍同邸に臨む 相伴

前に同じ

同年二月十三日將軍堀直寄か邸に臨む

高虎 長重 宗茂 崇伝と共に相伴す

同年同月二十日前將軍紀伊頼宣の邸に臨

む 高虎 頼房及長重と共に相伴す

同年同月二十三日將軍同邸に臨む 高虎

長重及宗茂と共に相伴す

同年四月十一日前將軍伊達政宗の邸に臨

む 高虎 長重 宗茂及毛利秀元と共に  
相伴す

其の頻繁なること此くの如し。寛永初年よりは治平の氣風漸く上下に流溢し、茶事、猿樂は一般に嗜好せられて、風流踊も漸行はれしが、高虎の晩年は茶事にも精通して、両將軍が饗筵、茶会には欠くへからさる人となり、三家及駿河忠長と共に、殆んど徳川一門の人の如くに親信せられたりき。

第二十四節 神田寄附

慶長五年二月、高虎伊予在封の当時、圭田二十石を伊勢の御師上部越中貞永に与へて、神宮に祈念せしめたり

為御××八木二十石宛毎年進之候間於予州代官前より可有御請取候弥御祈念之義頼存候恐々謹言

慶長五年

二月二日 藤堂佐渡守判

伊勢

上部太夫殿

御宿所

上部家は織田、豊臣二氏にも信任を受け、旧  
るくより近江、美濃両国に往来して、藤堂氏  
も亦越後守良隆の時より之れに祈禳の事を托  
せし家筋なれば、高虎も其の縁故に依り此の  
寄進を為せしなるが、後ち伊勢に転して田丸  
五万石を増封せられし時、右の二十石を増額  
して粟野村二百石を寄進し、田丸領組替の後  
には之れを安濃郡納所村の内二百石に変更せ  
り。

勢州渡会郡粟野村の内高二百石令寄進候  
条於神前御祈念不可有御油断永代可有収

納之状如件



元和三年

九月廿八日 藤堂和泉守判

上部越中守殿

知行方

高合二百石 勢州阿濃郡之内 納所村之内

右天照大神へ令寄進訖全被神納弥於神

前武運長久之御祈念由断有間敷候也

元和五年

十月三日 藤堂和泉守判

上部孫太夫殿

## 上部越中殿

こは後代高豊時代、寛保三年十一月十二日に蔵米百石を増し、合計三百石の祈念料を給与することゝなりたり。

以上は祈禱料の寄進にて、直接神宮に關係なきも、高虎は伊勢入国と共に別に又神田の古制を調査せしめ、中古以来廢絶せる神田をみとしろ復興し、慶長十四年十一月発令して、安濃郡觀音寺、渋見、中跡部、内田、粟加五ヶ村の内を以て二十三石九斗を増し、旧に併せて九十八石二斗六升九合に至らしめたり。神田の事は稻垣定穀が文政中に記せし神田記其の要

領を悉くせるを以て、左に之れを録す。

### 神田記

夫れ神田とは其の国々に伝へて古き事に  
や わきて吾伊勢の国は掛卷も畏し皇大  
神鎮座ましませしより百千歳ふりにけれ  
と自ら古きさまの伝はる事も多かりま  
して神田なむといふ事も古記ともにのみ  
見えてこと国には此名のみ其の事もある  
や無しやわいたため難し

日本書紀神功記云神田美刀志呂持統紀云神戸田ミトシ

代訓同上蓋幣代也 三代実録云御戸代

大忌祭祀詞云御戸代 令義解云神田即

巫祝用也 又見延喜式等

神戸倭名鈔云諸国郷名有神戸戸令日神

戸調庸田租並充造宮及供神調度云々又

神鳳鈔云伊勢有六所神戸所謂桑名鈴鹿

河曲安濃一志飯高郡也今委不知所在

古人或は神三郡ともいへり

三郡は多気度会飯野郡也 持統紀に神

都ともみゆ

神宮雜例集云 皇大神御鎮座之後磯部河

以東神国定奉云々飯野多気度相郡也とも

ワタライ

見えたり

飯野多気度相もと一郡也と大日本紀に

見えたり

何れの御時よりか三郡の外に又五郡を御  
寄附ありて神八郡ともいへり

五郡は員弁三重安濃朝明飯高郡也

されは神田と名付る限りは外宮当直の長  
官に贈りて神領とせし事古紀に明也 其  
後胡鬼夷仏の神地を掠るあり 愚民の私  
するあり まして建久以後世中平ならず  
何れの国も古きさまを失ひ わきて元龜  
天正の乱より此国も大に乱れ 神地も多  
くは私して絶々になりし中にも 分てか  
しこくも貴きは吾国にのみ其名存するな

りけり　そが中にも今御供田と称する物は安濃郡のみなり　神田四十八反高七十  
四石三斗令九合なりしを　中頃吾侯高山君此  
のあたり知し給ひしより御糸郷御糸郷の事は  
愛にもらしぬ  
を飯高飯野郡に中興し給ひ　安濃郡の神  
田を附属したまひ

高二十三石九斗六升也

通計九十八石二斗六升九合也　皆安濃十  
六村に高を分ちて其田を御供田と称し不  
浄を入れず　人力を以て耕作し侍るにな  
ん　殊更古きさまを覚ゆるは御田の御神  
事と称へて年々十一月十一日　十二日外

宮檜垣家の被官納所村に来て

納所村旧名内佐宇村

刑部村と年ことにかはるゝ其家を兼て

定め神事をつとむ

十一日小御田神事コミタシンジと称し 十二日大御オホミ

田神事タシンジと称す 其の式の略は安東沙汰

文に見えたり 今用る所は村田氏某か

古記を写して別録す

おなじく十四日十五日は納所村御倉堂に

つとむ

御倉堂は今御供山神宮寺といふ真言派

御室末寺

古升もて

古升古量を彫有安東郡三字

粗をはかり藁タハラとなし太一の志るしをして

藁は籠搦といふ安東沙汰文に見ゆ

同郡津の湊より

今の岩田川湊也安東郡沙汰文云々内一

段半漕ノ丁部船ノ所料田船賃ノ用ニ立之或

云阿漕浦名出于此乎

山田に運送し正月元朝に神献せらるゝ事

とそ

今檜垣家にあて贈ることは何時の程よ

りか知るへからず 蓋し文禄慶長の頃



より万治寛文の頃迄檜垣常有常晨二代  
七十余年当直の長官たりし頃よりにや  
其後常一当直なり　されとも今に至る  
まで檜垣家に送るはいかにそや　知り  
かたし

又御倉堂前に鳥居を立つる事は今猶檜垣  
家より送るよし　遷宮の古材もて廿一年  
ことに造り替る事は　何時の頃よりにや  
又志るへからす

今爰に録するものは川喜田某か家の記  
にもとつきて古老の伝へを集め考へて  
其のあらましを記す物ならし

古神田の所在は

○納所村高三十三石九斗九升一合

地 ゑなし 宮ノ西 ふかみ 鳥かべ

おうび のいり よこび まつ本

北浦 あか坂 小堀

○刑部村高二十二石三斗一升八合

地 のいり やるかへ さかへ まい

りこ かまた ほしこ 中なわて

かうと

○野田村高三石七斗五升

地 ひよ

古名サイシン今三  
四といふは誤れり

○南河路村高三石一斗七升

地 たかた

蓋し地は神戸村  
領の内にもあり

○北河路村高一石六斗五升

地 寺後シリ

○一色村高一石六斗

地 井織

万治元年戊戌年常晨長官神宮寺灯明

の料として寄附せらる

○跡部村高二石五斗

地 北浦

○大塚村高八斗

地 はせ地

○田端上野村高三斗

地 指所不詳

神田の事只口伝へとなり今台宗坂本派  
西来寺末上野山華光寺及俗家四五戸に  
定例ありて神供米を集めて年ことに納  
所村に贈る事とそ

○分部村高三斗

地 なみとく

○小船村高三石九斗一升

地 むぎかつぼ

右高七十四石三斗令九合古代伝ふる所也

慶長十四年己酉十一月領主高山君増進

し給ふ神田の在る所は

○観音寺高二石二斗四升

地 柳原 南ひら

○渋見村高六石令六升

地 宮のまゑ 赤め

○中跡部村高三石三斗六升

地 ふるかうゆ

○内田村高十石七斗

地 けし免 とち本 つか原 みとろ、

たいし跡 くは原 神の木 いな

つち いの志り そう田 やかた

へ

○粟加村高一石六斗

地 西うら

地は大塚村  
の内にあり

右高二十三石九斗六升

通計九十八石二斗六升九合也

附録（略）

神田のことこれにて委曲明了なり。尚宗国史  
祀典録に記する所は次の如し。神田記に『其  
後常一当直ならされ共、今に至る迄檜垣家に  
送るは如何にそや』と記して、定穀の疑を存  
せし所は之れによりて釈けたり。

慶長十三年高山侯封を改め勢に移る 翌

年冬十一月十五日籍田を皇大神宮に寄せ

奉る 西郡納所 分部等十一村 額七十

四石三斗九合なり 田□を長官檜垣常農  
に属して税租を督せしむ 後二十三石九  
斗六升を増加して 渋見内田等五村に在  
りて合計税額九十八石二斗六升九合 額  
外の余税を併せて実に百四十一石三斗三  
合なり 其の詳は則ち有司に存せり 常  
農卒し子常有嗣きて七の禰宜たり 松木  
某代りて長官たり 謂く藤堂侯の籍田は  
元以て長官に属せしむ 今汝其の職にあ  
らず 宜しく田□を以て我に授くへしと  
常有聴かす 松木怒りて之を訟ふ 覇  
朝の有司移牒して本藩大夫に質す 大通

公之に答へしめて曰く 吾先君常農と傾  
蓋の好あり 故に此に属して以て百姓の  
福を祈る 豈独り長官の爲めにせんやと  
斯に於て霸朝判断し 旧に仍りて檜垣  
家に属す 時に寛文五年初春也 享保八  
年常有卒し 其の子襲職して六禰宜たり  
大輪公有志に命し牒を与へて之に諭し  
て曰く 皇廟籍田九十八石二斗六升九合  
旧に仍り附属す云々……

神田税租管理権が檜垣家の世襲に歸せし事由  
は、これにて明なりと雖も、元來神宮に寄進  
したる籍田より收穫せる清淨の俵米を、正月



元朝に神献して幣代となすとせば、そは当然  
外宮長官の職事に係り、檜垣家の独占すへき  
私事にあらさること勿論なるに、幕府が斯く  
裁断せざりし理由の何の点に在るかは、甚た  
明ならず。但しこは後代の事にして高虎とし  
ては、多年の廃典を復興し、更に二十余石を  
新增して神宮に献せしにて、決して祀典録に  
いへる如く、檜垣常農と傾蓋の好あるか故に、  
之れに私贈して祈禱料となせしにはあらず。  
因に記す、右の神田記中『御糸郷を飯高飯野  
郡に中興し給ひ』とあるは、定穀が著伊勢志  
略第十一卷麻績神社の章に、

又両殿の辺に御糸の里六十六村と云へる

あり 永禄兵乱後中絶せしを元禄三年一

十三年  
原註 荒木田守淇奏聞を経て再建を得

藤堂太守知り給うて新田百石を寄附せられて古にかへり 廿一年毎に迂宮せらるると記せるを意味するなるべし。之れに付きて

宗国史祀典録に記して云く、

∴∴ 両機殿久しく兵戈を経て 下館の祀  
事特に衰へ僅に遺塚を存するのみ 故を  
以て土人濫りに入りて樵収し 祝部の力  
制する能はず 万治中切に官裁を乞ふ  
大通公命じて榜を置きて之を禁す 宝永

中大亨公其の榜を修む 享保三年宇治長  
官守弘発憤し 家私を捐てて再復を計り  
棘を掃ひ小祠を営み 以て旧物に擬し併  
て上館に及ぶまで又繕修を加ふ 大輪公  
守弘の志を嘉し 六年に田租三十石を両  
機田に寄す 蓋し朝廷の重典を欽するな  
り 十四年改めて其の榜を造り 遂に上  
館に及ぶまで共に禁榜を掲ぐ

伊勢志略は新田百石と記し、祀典録は三十石  
とありて一致せず。神宮司庁編神宮史綱稿本  
には左の如く記す。此の説蓋し事実なるべし。

安濃津藤堂家の臣朱雀頼母忠国 須知彦

之丞正矩 郡県を巡視して斯地に来り  
由緒ある機殿の頽敗を視て大に之を慨歎  
し 窃に建議する所ありて享保三年五月  
十三日藤堂家より両機殿に各田三十石を  
寄せ 専ら力を尽くせり

## 第二十五節 南禅寺楼門

高虎は八尾の一戦に多数の将士を失ひしを悔恨し、戦死者の為に冥福を修むること甚厚かりき。元和元年五月十五日、陣亡将士の為に牌位を南禅寺に設けて、累七の仏事を営み、親から香を行ひしことは既記の如くなるが、其の後元和四年七月には細井主殿をして、銀子十枚、諸白大樽二、索麵一台を齎して南禅寺に赴き水施餓鬼を修せしめ、元和七年七月中元には、前後三夜数百灯を京都槇の島水上に焼きて七回忌追薦を営めり。後代津城外寺町堀川端の燃灯は此の例に依れるなり

と伝ふ。

…同七年辛酉六月東福門院様御入内の  
節和泉守御供仕り罷登り嫡子大学頭も台  
徳院様御供仕罷登り伏見槇島の屋舗に逗  
留仕候 右之節大阪戦死者の追薦の為七  
月十五日夜槇島川端に於て六百四十八の  
灯籠を燃し洛中洛外の壯観にて有之由申  
伝候 右の例に依り今に勢州津菩提所朝  
日山願王寺門前堀川に於て毎年七月十四  
日十五日両夜役人共罷出数多の灯籠を燃  
し申候事  
(元和先鋒録)

越えて寛永三年に至り、高虎は更に南禅寺の

楼門建造の事を決せり。此寺洛東巨刹の一にして、京都五山の首班に列し、臨濟宗南禪寺派の大本山たり。弘安年中龜山上皇の開創せられし所にして、二祖祖円国師の時に七堂伽藍成就せしが、其の後屢火災に遭うて焼失し、慶長十一年後陽成天皇の勅に依りて豊臣秀頼堂宇を建設し、之れがために清涼殿の旧材を賜はる。されど其の山門は昔時焼失の儘未だ再建なかりしかは、高虎は之れを造立して八尾陣亡将士の為めに香華供奠の処と為さんとするに至れり。

態以連署令啓達候当寺山門可被成御建立

候内意之趣從金地院御注進承届一山大慶  
不淺候忖仁以後百余年及退轉候而唯今天  
下泰平の時分再興之儀御訴訟申上度処に  
被寄思召御企之段時所成就珍重千万に存  
候誠末代之御名誉不可過之候可抽御武運  
長久之精誠候先為御礼衆儀如此候恐々謹  
言

卯月

維那

奉行

西堂

同

前住



藤堂和泉守殿

人々御中

(国師日記)

高虎が山門造営の動機に付て、言行録の記する所は次の如し。

洛東瑞竜山南禅寺の秀伝崇伝の誤長老と高虎公

は無二の和順にして江府に在し互に等しき御愛敬なり 或時秀伝御世話の序に何となく沙門の身にも苦くは色変に常に心を屈する事あり往日南禅寺山門は後光厳院の御宇文和年中に造立し太平南禅寺と勅額を揚る処に応安二年に山法師等の邪

氣に依て山門を撃破て形もなく成終る云々昔を偲びて今更心を衰傷となり 于時高虎公曰其御苦勞は某散し申さんと有秀伝是を大悦せり 高虎公兼てより御志願あり大阪表の戦場にて上下の従勢数千輩討死す此等の亡魂往生素懐の為に名跡をとゝむる一字を造立せんと平生御思案有故に如斯基広大の造立を思召立せ給ふなり 伊賀伊勢の御領下より諸職人役夫数千人馳上す 普請方の総奉行は安藤源大夫 伊賀大工棟梁安場源六 小田源三郎 御領国の工匠数百人を具して上り是を

下知す

宗国史祀典録に記して曰く、『南禅塔中金地  
院長老崇伝は夫人一色氏の族なり。嘗て神祖  
に優待せられて国謀に参与す。元和昇平の後  
公之に語りて曰く、往年大阪役、寡人計を失  
するの故に由りて、士卒多く殞つ。今為めに  
門楼を此地に建て、七十二位義士の名を其の  
上に勒し、幽には以て未招の魂を安んじ、明  
には以て無双の忠を旌さんとす……』と。蓋  
し高虎か山門造營の本旨はこゝに在りて、併  
せて崇伝の為に其の志を成したるならん。  
高虎既に山門建設の事を決し、多数の人夫を

役して賀、勢及予州の領内より材料を収集し、  
寛永五年正月廿七日を以て工を起す。

去十日書状到来披見候

一伊賀に在之山門之升形南禅寺へ相届候

夫積之儀聞届候右之分可然の条其通伊

賀伊勢申談甲乙無之様に令割符当年中

に南禅寺へ相届可申候貞右衛門ぬしに

成第一可申談儀専一之事

一方々よりの材木悉大阪へ相着候由尤候  
事

一南禅寺へ材木悉相着候ハ、貞右衛門罷  
登り火用心のよき様申付可置番の儀は

多く入申ましく候間伊賀伊勢より出し  
人にて役之者廿人置可申候事

一らんかんいわほしの用せんだんの祢ほ  
り置候由右同前に南禅寺へ相つけ可申  
候事

一三郎右衛門隙明候ハ、川之上にても何  
にても役儀可申付候油断有間敷候得共  
令申候かしく

十月十九日 和 泉

吉田貞右衛門殿

佐久間九郎左衛門殿

安藤源太夫殿

山路正兵衛殿

内多三郎右衛門殿

町井太郎兵衛殿

山門營造総奉行吉田貞右衛門長次、添奉行鈴

木次郎右衛門正勝、同白井九兵衛延胤、同米

村兵太夫一信、同川波次(ママ)兵衛家貞、横目服

部安左工門安次等五年正月十六日上京し、工

匠人夫の到着を待ちて工を翹む。大工棟梁は

市左衛藤原正次、同加右工門藤原広次、同又

左工門藤原長光、同元六平重次、同又兵衛藤

原吉次前掲言行録の記、  
する所は疑はし画工は狩野采女正守信、大

仏師は大蔵法橋康温、同宮内卿康音、少弐、

絵所土佐法眼徳院なり。此年九月十五日落成す。門の高十丈、長十間、広六間、形式は屋根入母屋造、本瓦葺、左右両側面に山廊を附属し、規模広大にして室町時代の様式を備へ、徳川時代に於ける楼門建築の逸品として現に特別保護建造物たり。門を天下竜門といひ、楼を五鳳楼と称す。言行録に記して云く、

寛永五年に悉く造畢す 山門は法堂 法

華堂に対して西面なり 山門の梁は一丈

門にして三間梁なり 桁は一丈間にして

十間の葺なり 二層閣に勾欄あり 閣上

に十六羅漢を安置す 二階の天井は雲龍

の画 狩野法眼守信若年の筆跡なり 御  
家従の勇武大阪戦死の位牌其外雑人討死  
霊牌を総法界に跡を安座せしむ 今日太  
平興国南禅寺の昔に反すなりと寺中慶賀  
の顔を顕す 今に至て寺門の僧徒香華を  
備へ追善の勤行怠ることなし

楼上北壁正中に釈迦像を安置し、左右に文珠  
普賢両菩薩侍立し、其の両辺に十六羅漢を排  
列す。皆身長六尺、丹青粲然たり。釈迦像の  
前に家康の像を安置し、其の前方に高虎の像  
を置き、高虎像の右方に本光国師の像あり。

其の右に八尾戦死将校藤堂仁右エ門、同新七



郎、同玄蕃、同勘解由、桑名弥次兵衛、山岡兵部の各牌位あり。更に其の右に戦死者六十名の合牌あり。高虎の木像は薨去後に寺僧其の塑像を造りて茲に安置し且、寒松院高山泉公大居士の牌位を設けたりといへと、一説には第二代高次の所設ともいふ。

(図 省略)

寺僧所記祝文艸

山門建立檀越伊賀少将藤原朝臣高虎

嫡子大学頭藤原高次

次男左兵衛尉高重

寛永第五歳舎戊辰正月資始同年九月落成  
右宍以 檀越専旌軍功播英名於東武切護  
宗教願信於南禪所冀 家門興隆子孫繁茂  
身宮安泰寿算綿延次願難波乙卯役竭忠死  
節之士杏林宗仁翠筠宗新要津宗玄自宗宗  
由仰之宗弥替涙宗岡其粉骨于此殞命于彼  
之族共憑善利同登覺路者也住持比丘誌  
金地院崇伝山門法度を制定す。其の条規次の  
如し。

御判

一見物禁制之事貴人大名藤堂和泉殿の家

中衆御出之時は参暇奉行行者寺中衆誰  
成共手寄之衆出合焼香可有馳走事

一 毎月十四日行者力者罷出掃地可仕但参  
暇奉行出合可有下知事

一 掃除之時も不許他見事

一 鎰は金地院可有之事

右如件

寛辰十二月朔日

山門建築の經費に付ては、玉置覚書の所記次  
の如し。

年中に山門出来申候 山門供養の時白銀

百枚并二荷三種貞右衛門持参

山門の上に

高山様の御影 木像衣冠

国師の御影 木像

杏林宗仁 藤堂仁右衛門

翠筠宗新 藤堂新七郎

要津宗玄 藤堂玄蕃

自足宗由 藤堂勘解由

仰之宗弥 桑名弥次兵衛

賛戾宗岡 山岡兵部

右六人の牌子在之

沢隼人 以下連  
名省

右六十五人総位牌

合計討死七十一人

銀三百十貫目 京棟梁共之落札

同百二十七貫廿七匁八分 於予州材木

の入用 南禅寺山門の材木於予州取申

入用

内

三貫四百八十六匁八分八大阪にて普請

道具并石置場地子銀殿様より出る分

百二十三貫五百四十一匁は御家中役義

費

用意以材木取置出銀 高百石に七十四

匁三分三厘

右佐久間九郎右衛門大阪普請帳の内  
に相見え申候 伊賀山の槻の入用は  
知れ不申候

金に仕り凡小判八千両の入用